

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月12日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

【電話番号】 0274-22-2889(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役事業統括推進本部長 中川 正人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式、新株予約権付社債及び新株予約権証券
(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 200,490,000円
(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)
その他の者に対する割当 200,000,000円
(第2回新株予約権証券)
その他の者に対する割当 5,816,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 677,816,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	205,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記普通株式(以下「本株式」という。)は、平成28年2月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	205,000株	200,490,000	100,245,000
一般募集			
計(総発行株式)	205,000株	200,490,000	100,245,000

(注) 1. 本株式の募集は第三者割当ての方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、100,245,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
978	489	100株	平成28年2月29日(月)		平成28年3月1日(火)

(注) 1. 第三者割当ての方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、当社と株式会社トランスジェニック(以下「トランスジェニック」といい、本新株予約権(以下に定義する。))の割当予定先であるメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ日本証券」という。))とあわせて、個別に又は総称して「割当予定先」という。)との間で、普通株式第三者割当て契約(以下「本株式第三者割当て契約」という。)を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で本株式第三者割当て契約を締結しない場合、割当予定先に対する第三者割当てによる新株発行は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社免疫生物研究所 財務経理部	群馬県藤岡市中字東田1091番地1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社群馬銀行 藤岡支店	群馬県藤岡市藤岡甲391

3 【株式の引受け】

該当事項なし

4 【新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社免疫生物研究所第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、本「4 新規発行新株予約権付社債(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債)」において、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額	金200,000,000円
各社債の金額	金10,000,000円
発行価額の総額	金200,000,000円
発行価格	各社債の金額100円につき金100円 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率	0.3%
利払日	平成28年9月1日を第1回の利払日とし、その後毎年3月1日及び9月1日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 利払日に、当該利払日の直前の利払日(第1回の利払日においては払込期日)の翌日から当該利払日までの期間(以下「利息計算期間」という。)について、各々その日までの利息期間相当分を支払う。但し、半年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 2 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。 3 本社債の償還後は、利息は発生しない。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権に係る本社債の利息は、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後は発生しない。
償還期限	平成33年3月1日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 本社債は、平成33年3月1日にその総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割(吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき100円で償還する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日の翌銀行営業日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を各社債の金額100円につき100円で償還する。 4 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 5 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。
募集の方法	第三者割当ての方法により、株式会社トランスジェニックに全額を割り当てる。

申込証拠金	該当事項なし
申込期間	平成28年2月29日
申込取扱場所	株式会社免疫生物研究所 財務経理部
払込期日	平成28年3月1日
振替機関	該当事項なし
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。
財務上の特約 (その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

(注) 1. 本新株予約権付社債は、平成28年2月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄又は「利息支払の方法」欄記載の事項に違背し、3銀行営業日以内にその履行がなされないとき。
- (2) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の事項、「(新株予約権付社債に関する事項)(注)」欄第4項記載の事項又は別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄記載の事項に違背し、本新株予約権付社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。

4. 社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

5. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は群馬県においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

6. 元利金支払事務取扱場所(元利金支払場所)

株式会社免疫生物研究所 財務経理部
群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

(新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 当社普通株式の内容は、完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であり、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。</p> <p>2 転換価額は、当初1,000円とする。但し、転換価額は下記第3項の規定に従って調整される。</p> <p>3 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)</p> <p>調整後の転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、転換価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2) に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金200,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成28年3月2日から平成33年2月22日まで(以下「行使請求期間」という。)とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日 (2) 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日 (3) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項又は第3項に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降 (4) 当社が、前記(注)第3項記載の特約に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項なし
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権に係る各本社債を出資するものとする。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計20個の本新株予約権を発行する。

2. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

3. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

4. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

5. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項なし

6 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	8,000個
発行価額の総額	5,816,000円
発行価格	727円(本新株予約権の目的である株式1株当たり7.27円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成28年2月29日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社免疫生物研究所 財務経理部
払込期日	平成28年3月1日
割当日	平成28年3月1日
払込取扱場所	株式会社東和銀行 藤岡支店

(注) 1. 株式会社免疫生物研究所第2回新株予約権(第三者割当て)(以下「本新株予約権」という。)は、平成28年2月12日付の当社取締役会決議にて発行を決議しております。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 払込方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当ての方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値(以下「終値」という。)(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(1円未満の端数を切り上げる。)が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限：当初672円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。)</p> <p>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は800,000株(発行済株式総数に対する割合は12.22%)、割当株式数は100株で確定している。</p>
--------------------------	---

	<p>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 543,416,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。 なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、800,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初840円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>別記「(2)新株予約権の内容等(注)」欄第6項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が672円(以下「下限行使価額」といい、本欄第3項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当たり} \cdot \text{処分株式数} \times \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>677,816,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成28年3月2日から平成30年3月1日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社東和銀行 藤岡支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり727円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

	<p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり727円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(休業日である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり727円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1. 本新株予約権等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(資金調達の目的)」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (本資金調達と他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、トランスジェニック及びメリルリンチ日本証券との間で協議を進めてきた下記「2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載された本株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行(以下「本資金調達」といいます。)は、下記「7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途 (本資金調達のデメリット)」に記載のデメリットに鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

(資金調達の目的)

当社の遺伝子組換えカイコを用いた技術は、抗体を含む組換えタンパク質の需要が高まる中、品質、生産性、運用性、いずれにおいても従来の技術を凌ぐ有望な基幹技術として当社の将来の事業を支えるものと期待しております。当社は、この基幹技術により、遺伝子組換えカイコ繭からヒト型フィブリノゲン(1)を効率よく作る画期的な作製法の開発に成功しております。カイコ繭から抽出されるヒト型フィブリノゲンは、ウイルス混入の懸念がないため、従来の血液由来フィブリノゲンに比べ高い安全性を有しております。当社とアステラス製薬株式会社は、遺伝子組換えカイコで生産したヒト型フィブリノゲンを原料とした医薬品の製品化へ向け、共同研究を実施しております。また、GMP(2)準拠によるヒト型フィブリノゲンの試験生産を実施するために、前橋研究所(群馬県前橋市)におけるGMP対応設備の建設が進行しております。設備建設のための資金は、9億円を予定しておりますが、設備機器の性能の向上を図っていることや諸般の事情により、予定額が超過しております。設備建設資金につきましては、平成25年7月5日発行の第1回新株予約権の行使により調達した資金、541百万円を充当し、不足額につきましては、金融機関からの借入れ(平成28年4月頃を予定)や自己資金により調達する予定であります。しかしながら、第1回新株予約権の行使による獲得資金が目標額の半分以上となったことや、前橋研究所の設備建設資金が予想を大幅に超過したことにより、ヒト型フィブリノゲンの研究開発費のための運転資金が不足する恐れがあります。

抗体医薬品を取り巻く環境は、日々大きく変化しております。抗体医薬品の市場は、世界の大型医薬品売上高ランキングのトップテン中、7品目以上を占めるほどに成長しておりますが、2015年から続々と特許切れを迎えております。現在の一般的な抗体医薬品の生産方法では、宿主として動物細胞を用います。動物細胞を宿主として用いて生産した抗体の糖鎖には「フコース」という糖が含まれます。「フコース」は、ADCC(抗体依存性細胞障害)活性(3)に非常に重要な要素となっており、糖鎖に「フコース」を含まない抗体は、「フコース」を含む抗体に比べ、数十倍以上の高いADCC活性を発揮することが報告されています。つまり、通常の動物細胞を宿主として用いる生産方法では、高いADCC活性を有した抗体を生産することができません。一方、当社は、遺伝子組換えカイコにより生産した抗体の糖鎖には「フコース」が含まれないことを発見し、カイコにより、高いADCC活性を有する抗体医薬品が製造できる可能性を示してきました。当社は、数年先を見据え、今がビジネスチャンスと捉え、遺伝子組換えカイコを用いた技術を利用し、特許切れとなる有用な抗体医薬品の「バイオバター」の製品化を目指し、研究開発を進めてまいります。そのためには、優秀な技術を有するパートナーとの連携等が必要となり、提携、M&Aも視野に入れた活動を展開するための研究開発資金や連携等の活動資金が必要となります。

以上のように、遺伝子組換えカイコ事業は、当社の企業価値を向上させ、その結果、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

しかしながら、遺伝子組換えカイコにより医薬品(動物医薬品も含む。)原料を生産する事業においては、短期的な収益化は見込めず、また、一般的に、当社を含むバイオベンチャー企業は、主力製品の開発から収益化に至るまでに長い時間と多額の投資を必要とします。加えて、当社の主力製品である研究用試薬の売上は、医薬関連の研究分野における研究開発予算に左右されるため景気動向の影響を受けやすいことから、当社の収益状況は常に不安定な環境におかれています。そのため、当社の基幹事業である診断・試薬事業の強化を図る必要があり、相乗効果の期待できる企業と積極的に資本提携及び業務提携を行い、財務体質を強化し、新しい技術の導入や双方の資産を有効に活用し、当社の強みであるアルツハイマー病、がん及び炎症、糖及び脂質関連疾患の新製品を開発するための研究開発資金が必要となります。

また、当社は、新製品開発を進めるため、品質管理基準の向上を図り、生産能力の増強を目指して、製品管理棟の建設を予定しており、そのための建設費が必要となります。

今回調達する資金は、上記の事業計画を実現するための資金として有効活用するとともに、有利子負債である借入金の金融機関への返済に充当し、金利負担の軽減を図り財務の健全化の向上に努めてまいります。

(参考)

1 ヒト型フィブリノゲン：フィブリノゲン

血液凝固に関わる中心的分子であり、外科手術における組織の接着・閉鎖、止血等に使用されておりますが、複雑な構造をしたタンパク質であるため微生物等での作製が困難であり、現在でもヒト血液由来の製剤が使用されております。当社は、カイコ繭からヒト型フィブリノゲンを効率よく作る画期的な作製法の開発に成功しております。

2 GMP

「Good Manufacturing Practice」の略で、製造業における製造管理、品質管理の基準を指し、原材料の入荷から製造、最終製品の出荷に至る全ての工程を、製品が「安全」に作られ「一定の品質」が保たれるよう定めたものです。製薬業界では医薬品GMPを適正に運用することが、義務として課せられております。

3 ADCC(抗体依存性細胞障害)活性

抗体が抗原となる細胞や病原体に結合すると、その抗体がマクロファージやNK細胞等のエフェクター細胞を呼び寄せ、細胞や病原体を殺傷します。これを、抗体依存性細胞障害(ADCC)活性といいます。ADCC活性は、抗体医薬品の抗腫瘍作用において、大変重要なメカニズムと考えられています。抗体に付加されている糖鎖にコアフコースが含まれないと、ADCC活性は飛躍的に上昇します。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
本資金調達は、トランスジェニックに対して本株式及び本新株予約権付社債を第三者割当ての方法により割り当てるとともに、当社がメリルリンチ日本証券に対し、行使可能期間を2年間とする行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)を第三者割当ての方法によって割り当て、メリルリンチ日本証券による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、トランスジェニックとの間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本株式及び本新株予約権付社債のそれぞれにつき第三者割当て契約を締結し、メリルリンチ日本証券との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。トランスジェニックとの間で締結する第三者割当て契約には特殊な条項は含まれておりませんが、メリルリンチ日本証券との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、下記の内容が含まれております。

(本新株予約権の行使の指定)

コミットメント条項付き第三者割当て契約は、あらかじめ一定数の行使価額修正条項付新株予約権(行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に記載されています。)をメリルリンチ日本証券に付与した上で、今後資金需要が発生した際に、当社が、下記に記載するような一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」といいます。)できる仕組みとなっており、メリルリンチ日本証券は、かかる指定を受けた場合、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。但し、かかる指定を受けた場合であっても、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回った場合や当社から本新株予約権の取得に関する通知を受け取った場合等、一定の場合には、メリルリンチ日本証券は指定された数の本新株予約権を行使しないことができます。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。

但し、当社が一度に指定できる本新株予約権の数には一定の限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、指定の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないように指定する必要があります。複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければならず、また、当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、未公表のインサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度、適時開示を行います。

(本新株予約権の行使の停止)

当社は、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができます。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。但し、上記の本新株予約権を行使すべき旨の指定を受けてメリルリンチ日本証券がコミットしている本新株予約権の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできません。

(本新株予約権の取得に係る請求)

メリルリンチ日本証券は、平成28年3月2日から平成30年1月31日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合に当該取引日の翌取引日に当社に対して通知することにより、又は平成30年2月1日以降平成30年2月6日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得します。

(本新株予約権の譲渡)

コミットメント条項付き第三者割当て契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の行使指定、停止指定及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

9. 株券の交付方法

当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

7 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,078,306,000	15,000,000	1,063,306,000

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

本株式の払込金額の総額	200,490,000円
本新株予約権付社債の払込金額の総額	200,000,000円
本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	677,816,000円

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
前橋研究所における医薬品原料の実用化に向けた研究開発資金(遺伝子組換えカイコ事業)	300	平成28年7月 ～平成30年3月
遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金(遺伝子組換えカイコ事業)	200	平成28年7月 ～平成31年3月
アルツハイマー病、がん及び炎症、糖及び脂質関連疾患の新製品開発を推進するための研究開発費(診断・試薬事業)	200	平成28年3月 ～平成30年3月
上記に伴う、製品管理棟の建設工事(診断・試薬事業)	200	平成28年10月 ～平成29年3月
有利子負債(銀行借入れ)の返済	163	平成28年5月 ～平成30年3月

前橋研究所における医薬品原料の実用化に向けた研究開発資金(遺伝子組換えカイコ事業)

遺伝子組換えカイコの繭より生産される有用なタンパク質を医薬品の原料として実用化するために、GMPに準拠した生産体制を構築することと大量生産に向けた試験生産を実施するための研究開発費に充当する予定であります。

なお、当資金は、本新株予約権の行使により獲得した資金を充当する予定であります。

遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金(遺伝子組換えカイコ事業)

当社は、遺伝子組換えカイコを用いて生産した抗体の糖鎖には「フコース」が含まれず、高いADCC活性を有する抗体医薬品が製造できる可能性を示してきました。そのカイコ生産抗体の特性を活かし、カイコ生産抗体による抗体医薬品の「バイオベター」の製品化を目指し、研究開発を進めてまいります。そのためには、優秀な技術を有するパートナーとの連携した研究開発活動や提携、人材の強化・補強も視野に入れた活動を展開するための資金に充当する予定であります。

なお、当資金は、本新株予約権の行使により獲得した資金を充当する予定であります。

アルツハイマー病、がん及び炎症、糖及び脂質関連疾患の新製品開発を推進するための研究開発費(診断・試薬事業)

優秀な技術を有し、かつ、当社において相乗効果の期待できるトランスジェニックとの積極的な、資本提携及び業務提携により、経営基盤を強化し、安定した経営基盤の下、新製品開発における開発スピードの向上を図り、当社の強みであるアルツハイマー病、がん及び炎症、糖及び脂質関連疾患の体外診断用医薬品開発への取組みを集中して推進するための資金に充当する予定であります。

なお、当資金は、本株式及び本新株予約権付社債の発行により獲得した資金を充当する予定であります。

上記に伴う、製品管理棟の建設工事(診断・試薬事業)

上記の体外診断用医薬品の積極的な開発・製品化に向けた製品管理等の建設工事に係る資金に充当する予定であります。

なお、当資金は、本株式及び本新株予約権付社債の発行により獲得した資金を充当する予定であります。

有利子負債(銀行借入れ)の返済

金利負担の軽減を図り財務の健全化の向上を図るために、有利子負債である借入金の金融機関への返済のための資金に充当する予定であります。

なお、当資金は、本新株予約権の行使により獲得した資金を充当する予定であります。

- (注) 1. 差引手取概算額については、上記のとおり支出する予定であり、支出時期までの資金管理については、当社の銀行預金等での安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. 上記、及びにおける資金使途は、平成31年3月期までの資金使途の内訳を記載したものであります。これらの資金使途については本新株予約権の行使によって調達する資金を充当する予定であり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途の優先順位につきましては、前橋研究所における医薬品原料の実用化に向けた研究開発資金、遺伝子組換えカイコによる新規有用タンパク質候補獲得のための研究開発費及び事業化に向けた、提携パートナーの獲得活動資金、有利子負債(銀行借入れ)の返済とする予定であります。また、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。なお、資金使途及びその内容を変更する場合には、その都度、適時開示を行います。
3. 上記及びにおける資金使途は、平成30年3月期までの資金使途の内訳を記載したものであります。これらの資金使途については本株式及び本新株予約権付社債の発行により調達する資金を充当する予定であるため、ほぼ予定通り進むものと考えております。また、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。なお、資金使途及びその内容を変更する場合には、その都度、適時開示を行います。
4. 割当予定先との間で締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約には、当社による行使指定条項が定められておりますが、株価等によっては、当社が割当予定先に行使指定を行っても、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、上記見直しを行った場合、その都度、適時開示を行います。

本資金調達による資金調達方法は、本株式及び本新株予約権付社債の発行により証券の発行時に一定程度の資金を調達した上で、発行後は、本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。調達資金の内訳としては、相対的に本新株予約権の行使による調達の比重が大きくなってはおりますが、本新株予約権については、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもちます。すなわち、当社に資金需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を行使することができない期間を指定することもできる手法(エクイティ・コミットメントライン)です。そのため、資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する一時的な影響が小さいものと考えられます。

当社は、本資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討し、本資金調達に関する以下のような点を総合的に勘案した結果、本資金調達は、本株式及び本新株予約権付社債の発行により、発行時に一定程度のまとまった資金の調達をしつつ、発行後の資金調達額や時期をある程度コントロールすることができ、一時に大幅な株式価値の希薄化が生じることを抑制することが可能であり、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金ニーズに対応しうる、現時点における最良の選択であると判断しました。

(本資金調達の特徴)

本株式及び本新株予約権付社債の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能であること。

証券の発行後においても、当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。

本株式については発行時において発行される当社普通株式数が205,000株で確定され、また、本新株予約権付社債についても、修正条項は付されておらず、本新株予約権付社債の転換により発行される当社普通株式数は200,000株で一定であって、また、本新株予約権についても、修正条項が付されているものの、本新株予約権の目的である当社普通株式数は800,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されていること。なお、本資金調達に関して、本株式の数に本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した総株式数は1,205,000株(議決権数12,050個)であり、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数6,547,590株及び議決権数65,433個を分母とする希薄化率は18.40%(議決権ベースの希薄化率は18.42%)に相当します。

本新株予約権については、当社普通株式の終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回る場合、割当予定先に対して本新株予約権の行使を指定することはできず、また、当社普通株式の終値が下限行使価額を下回る場合、割当予定先が本新株予約権の取得を請求する権利を有することになるというデメリットはあるが、本新株予約権の行使価額には上限が設定されていないため、株価上昇時には調達金額が増大するというメリットを当社が享受できること。

本新株予約権については、当社の判断により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、本新株予約権の全部又は一部を取得することができること。

本株式及び本新株予約権付社債の割当予定先であるトランスジェニックからは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しており、また、本新株予約権の割当先であるメリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有していないものの、かかる当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結する予定はないこと。

当社は、トランスジェニックとは、2011年3月11日に包括的業務提携契約を締結し、以来、基幹技術の相互補完、相互の営業網の活用、共同研究の開始と相乗効果を生むべく取り組むとともに、戦略的な協力関係により緊密な協力体制を構築していること。また、メリルリンチ日本証券には本新株予約権の発行と同様のスキームに関して十分な実績があると認められること。

(本資金調達のデメリット)

規模は大きくないが、本株式の発行に関しては、1株当たり利益の希薄化が一時に起こるのは避けられないこと。

本新株予約権付社債については、株価が転換価額を下回って推移した場合、転換が起こらず、満期時に償還しなければならない可能性があること。

本新株予約権付社債及び本新株予約権については、市場環境に応じて、転換完了又は行使完了までには一定の期間が必要となり、本新株予約権については、行使が生じなければ実質的な資金調達とならないこと。

本新株予約権については、株価が下落した場合、実際の調達額が当初の予定額を下回る可能性があること。

本新株予約権については、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、調達ができない可能性があること。

(本資金調達と他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、本資金調達と同規模の資金を全て公募増資による新株の発行により調達した場合、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

他の行使価額修正型の新株予約権については、行使の制限や制限の解除のみが可能なスキームがありますが、本新株予約権については、これらに加えて、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指定することも可能であり、より機動的な資金調達を図りやすいと考えられること。また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となること。

第三者割当てによる新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、本資金調達と同規模の資金を全て第三者割当てによる新株の発行により調達した場合、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること。

借入れによる資金調達は、調達金額が負債となるため、本資金調達と同規模の資金を全て借入れにより調達した場合、財務健全性の低下が見込まれること。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当ての場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成28年2月10日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社トランスジェニック	
	本店の所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目3番36号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第17期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月24日九州財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月7日福岡財務支局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月6日福岡財務支局長に提出 四半期報告書 事業年度 第18期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月5日福岡財務支局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	人事関係	相互に取締役1名が就任しております。	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
取引関係	該当事項なし		

a. 割当予定先の概要	名称	メリルリンチ日本証券株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 日本橋一丁目三井ビルディング	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 ティモシー・ラティモア	
	資本金	119,440百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	主たる出資者及びその出資比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有している当社の株式の数	なし
	人事関係	該当事項なし	
	資金関係	該当事項なし	
	技術関係	該当事項なし	
	取引関係	該当事項なし	

c. 割当予定先の選定理由

トランスジェニック

当社は、遺伝子組換えカイコ事業へ資源を集中するにあたり、経営の安定化を図るため、既存の主力事業である診断・試薬事業の収益拡大を目指してまいります。

しかしながら、当社を含めバイオベンチャー企業は、創薬の技術がより高度化・複雑化する中で、リスクの高いバイオ医薬品のシーズ開発において、実用化や製品化までに長期間を要する為、経営基盤体質が弱体化し、当初に計画した期限付きの目標が達成に至らないまま終了してしまう例も少なくありません。

このような状況の中、当社は、優秀な技術を有し、かつ、当社において相乗効果の期待できるバイオベンチャー企業との積極的な資本提携及び業務提携を行い、経営基盤を強化し、安定した経営基盤の下、新製品開発における開発スピードの向上及びコストの抑制を図り、当社の強みであるアルツハイマー病、がん及び炎症、糖及び脂質関連疾患の新製品開発への取組みを推進していくことが、最も有効な方策であると考えました。

そこで、当社は、具体的な相互協力による事業成長を目的に、遺伝子破壊マウス作製受託をはじめとする基礎研究支援から非臨床試験、臨床試験、さらには診断までカバーした一貫した有用なトータル創薬支援ツールをグループで経営するトランスジェニックと、2011年3月11日に包括的業務提携契約を締結し、以来、基幹技術の相互補完、相互の営業網の活用、共同研究の開始と相乗効果を生むべく取り組むとともに、戦略的な協力関係により緊密な協力体制を構築することで、当社が進めている診断薬等の開発・製造機能の強化に必要な設備資金が賄える他、トランスジェニックグループの創薬支援プラットフォームの活用により、近年、開発比重が高まっている診断薬・治療薬等の医薬品開発に関する研究開発を加速し、早期の製品化実現に向け、着実な推進に資するものと考え、割当先として選定いたしました。

また、当社は、今回の資金調達に際し、トランスジェニックと協議のうえ、今回の本株式及び本新株予約権付社債の組み合わせによる発行を行うこととしました。本資金調達手法は、早期の資金調達を確保できるとともに、本新株予約権付社債の発行により、希薄化懸念は相対的に抑制され、株価への影響の軽減が期待されます。

本資金調達により、両社は資本参加を通じ、今後、相互の事業発展の戦略的推進をより強固に進める方針です。

なお、当社及びトランスジェニックの代表取締役社長は、双方の取締役として、経営に参画しております。

また、同社は東京証券取引所の上場企業であり、社会的信用性は高く、反社会的勢力等の介入リスクはないものと認識しております。なお、当社は、割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、同社に確認を行った結果、同社が東京証券取引所マザーズ市場へ提出しているコーポレートガバナンスにおいての「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方」に変更がなく、遵守されている旨を確認いたしました。

メリルリンチ日本証券

当社としては様々な資金調達先を検討してまいりましたが、本株式及び本新株予約権付社債の発行と、メリルリンチ日本証券より提案を受けた本新株予約権の発行を組み合わせた本資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、株価動向及び資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。

当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも資金調達の方法の説明や提案を受け、公募増資、MSCB、借入れ等の各種資金調達方法を検討いたしました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。

また、当社は、メリルリンチ日本証券以外に他の国内外の金融機関からも本新株予約権の発行に類似した資金調達方法の提案も受けました。その中で、メリルリンチ日本証券から提案を受け、本新株予約権の行使により取得する当社株式の売却方法として、メリルリンチ日本証券が有するトレーディング機能等を活用して、株価に対する影響に配慮しつつ執行することを想定していることや、別記「第1 募集要項 6 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等(注)」欄第2項(本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容)に記載した商品性やメリルリンチ日本証券の過去の実績等を総合的に勘案して、メリルリンチ日本証券を割当予定先として選定いたしました。

(注) 本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本株式の総数は205,000株です。

本新株予約権付社債の目的である株式の数は200,000株です。

本新株予約権の目的である株式の総数は800,000株です(但し、別記「第1 募集要項 6 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

e. 株券等の保有方針

トランスジェニック

本株式について、割当予定先からは、原則として長期保有の方針である旨を口頭で確認しておりますが、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、当社は、割当予定先が発行日より2年以内に本株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨及び当社が当該内容を取引所に報告し、当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

メリルリンチ日本証券

本新株予約権について、当社とメリルリンチ日本証券との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

メリルリンチ日本証券は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を受けております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、メリルリンチ日本証券と締結するコミットメント条項付き第三者割当て契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。以下同じ。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(メリルリンチ日本証券が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

トランスジェニック

当社は、割当予定先から、本株式及び本新株予約権付社債の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の第18期第3四半期報告書(平成28年2月5日提出)に記載されている第18期第3四半期連結会計期間に係る連結貸借対照表から、割当予定先がかかる払込みに要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しているほか、当該資金の払込みについては本株式第三者割当て契約及び本新株予約権付社債に係る第三者割当て契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

メリルリンチ日本証券

割当予定先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの平成27年12月4日提出の第3四半期報告書及び割当予定先の平成27年3月期の事業概要(金融商品取引法第46条の4に基づく説明書類)に含まれる貸借対照表から、割当予定先及びその完全親会社における十分な現金・預金の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。また、本日現在においても、割当先からは、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の報告を受けております。

g. 割当予定先の実態

トランスジェニック

当社は、割当予定先が東京証券取引所マザーズに上場しており、割当予定先が提出しているコーポレートガバナンス報告書(最終更新日:平成27年12月9日)において、割当予定先が策定したコンプライアンスプログラムに基づき、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する旨を記載していることを確認しております。

以上のことから、当社は割当予定先並びに役員及び従業員が反社会的勢力とは関係のないものと判断しております。

メリルリンチ日本証券

割当予定先であるメリルリンチ日本証券は、その完全親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーションの株式が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所及び東京証券取引所に上場されております。メリルリンチ日本証券は金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

割当予定先は、反社会的勢力の排除に関する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、割当予定先がかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するための統括部署を設置する等、反社会的勢力排除のための取組みを行っていることを、割当予定先からのヒアリング等により確認しております。

上述を踏まえ、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式及び本新株予約権付社債には譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本株式

本株式の発行価格は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日(平成28年2月10日)までの直近3ヶ月間における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値の97%に相当する金額である978円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)といたしました。

本株式の発行価格の算定方法につき取締役会決議の前営業日(平成28年2月10日)までの直近3ヶ月の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値を基準として採用した理由は、直近の株価については短期的な変動が大きいため、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより株式の適切な価値を把握することができ、算定根拠として合理的だと判断したためであります。また、算定期間を直近3ヶ月とした理由は、直近1ヶ月では一時的な相場変動の影響を大きく受ける可能性があり、直近6ヶ月では直近の市場相場からの乖離が大きいと判断したためであり、当該3ヶ月間の平均値を基準として、割当予定先と交渉の上、本株式の発行価格を、当該3ヶ月間の平均値の97%に相当する金額としております。本株式の発行は、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案しても、当社の業容拡大及び企業価値向上の実現を目的とした今回の資金調達は事業戦略上不可欠であると考えており、かつ、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日制定)に準拠しているものと考え、割当予定先と十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の発行価格は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年2月10日)の当社普通株式の終値である840円に対して14.11%の乖離率(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対する乖離率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前1ヶ月間の終値単純平均値である911円に対して6.85%の乖離率、同直前6ヶ月間の終値単純平均値である1,064円に対して-8.08%の乖離率となる金額です。

なお、当社監査役全員から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価については短期的な変動が大きいため、取締役会決議の前営業日ではなく、当該日までの直近3ヶ月の東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値平均値を基準として割当予定先と交渉が行われている点も含め、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)に本新株予約権付社債の価格の評価を依頼しました。当該機関は、本新株予約権付社債の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルである二項モデルを基礎として、評価基準日(取締役会決議日の前営業日(平成28年2月10日))の市場環境等を考慮した一定の前提(当社の株価(840円)、配当額(0円)、無リスク利率(0.2%)、株価変動性(92%)、権利行使期間(5年)等)を置き、本新株予約権付社債の評価を実施し、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円につき99.8円から100.3円と算定しました。なお、二項モデルにおいて、割当予定先及び当社は転換・償還に係る権利行使時の価値と権利不行使時の価値を比較し、それぞれにとってより経済的に有利な状況となるように転換・償還を行うものとされるため、株価上昇時等で転換権行使時の経済価値が転換権不行使時の経済価値を上回る場合には割当予定先による転換がなされること、株価下落時等で繰上償還実施時の経済価値が繰上償還不実施時の経済価値を下回る場合には当社による償還がなされないこと、等が想定されております。

その上で、当社は、本社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本社債に付された新株予約権の実質的な対価と当該新株予約権の公正な価値とを比較し、本社債に付された新株予約権の実質的な対価が当該新株予約権の公正な価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

当社監査役全員も、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権付社債の転換価額、当社の株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権付社債の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権付社債の評価額の算定手法として一般的に用いられている二項モデルを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、第三者算定機関によって算出された本新株予約権付社債の評価額を踏まえて本新株予約権付社債の発行条件が決定されていることから、本新株予約権付社債の発行条件は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先であるメリルリンチ日本証券との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日(取締役会決議日の前営業日(平成28年2月10日))の市場環境や当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提(当社の株価(840円)、配当額(0円)、無リスク利率(0.2%)、株価変動性(31%)、権利行使期間(2年)並びに当社株式の流動性、当社が継続的に行使指定を行い当社からの通知による取得・行使停止が行われないこと、割当先の株式処分コスト、割当予定先が当社の行使指定に基づき出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、等)を置き、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストの発生を仮定して評価を実施し、本新株予約権の公正価値を1個につき719.4円から726.7円と算定しました。当社は、これを参考として、本新株予約権1個の払込金額を金727円としました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年2月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額としました。行使価額は、本新株予約権が行使される度に、各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額に修正されますが、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることはありません。下限行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成28年2月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の80%に相当する金額で設定されており、特に不合理な水準ではないと考えております。

当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本株式の数(205,000株)に本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数(200,000株)及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(800,000株)を合算した総株式数は1,205,000株(議決権数12,050個)であり、平成27年12月31日現在の当社発行済株式総数6,547,590株及び議決権数65,433個を分母とする希薄化率は18.40%(議決権ベースの希薄化率は18.42%)に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金用途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、本資金調達において、本新株予約権付社債が全て転換され、かつ本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数に本株式の数を加えた株式数合計1,205,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は2,536,900株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権については当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であること、及び本新株予約権については当社の判断により取得することも可能であることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数の割合 (%)
清藤 勉	群馬県高崎市	1,123,700	17.17	1,123,700	14.50
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング	0	0.00	800,000	10.32
株式会社トランスジェニック	福岡県福岡市中央区天神2-3-36	0	0.00	405,000	5.23
岩井化学薬品株式会社	東京都中央区日本橋本町3-2-10	200,000	3.06	200,000	2.58
栄研化学株式会社	東京都台東区台東4-19-9	125,000	1.91	125,000	1.61
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	109,200	1.67	109,200	1.41
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町2-12-6	100,000	1.53	100,000	1.29
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海トリトンスクエアタワーZ	98,000	1.50	98,000	1.26
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	94,900	1.45	94,900	1.22
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) ILM(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2-7-1)	70,358	1.07	70,358	0.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	64,300	0.98	64,300	0.83
計		1,985,458	30.34	3,190,458	41.18

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に、本株式の数、本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式数、及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

3. 割当予定先であるトランスジェニックの「割当後の所有株式数」は、トランスジェニックが、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合に発行される当社株式を全て保有した場合の数であり、割当予定先であるメリルリンチ日本証券の「割当後の所有株式数」は、メリルリンチ日本証券が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。別記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」欄に記載のとおり、メリルリンチ日本証券は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8 【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第33期、提出日平成27年6月29日)及び四半期報告書(第34期第3四半期、提出日平成28年2月10日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日(平成28年2月12日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成28年2月12日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第33期)提出日(平成27年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日(平成28年2月12日)までの間において、以下の臨時報告書(訂正報告書を含みます。)を関東財務局長に提出しております。

(平成27年6月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合 (%)	可否
議案 取締役6名選任の件						
清藤 勉	31,008	1,004	0	(注)	96.73	可決
前田雅弘	31,673	339	0		98.80	可決
中川正人	31,674	338	0		98.81	可決
小野寺昭子	31,669	343	0		98.79	可決
富田正浩	31,702	310	0		98.89	可決
福永健司	30,598	1,414	0		95.45	可決

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日	平成27年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第3四半期)	自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日	平成28年2月10日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯 塚 正 貴

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 検 次

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社免疫生物研究所の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社免疫生物研究所が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

株式会社 免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯 塚 正 貴
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 出 検 次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月10日

株式会社免疫生物研究所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 川 修 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 出 検 次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。